

平成23年12月13日

地域商店街活性化法※に基づく商店街活性化事業計画の認定について

地域商店街活性化法では、商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等による地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組に対し支援を行います。

同法の規定に基づき申請された事業計画について審査した結果、本日、石川商店街協同組合（神奈川県横浜市）の事業計画の認定を行いました。

※地域商店街活性化法の正式法律名は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）

1. 支援策の内容

認定を受けた事業者に対しては、実施事業に対する補助、中小企業信用保険法の特例等の支援措置が講じられます。

また、(株)全国商店街支援センターにより、商店街活性化を担う人材の育成を行うとともに、商店街の活性化に向けた取組を支援するために必要な専門家の派遣、情報提供などを実施していきます。

制度の概要等は、下記アドレスよりご覧いただけます。

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shougyou/mall_activation.html

2. 認定の状況

本日、本法施行後8回目の認定として、当局管内では商店街活性化事業計画1件の認定を行いました。（当局管内の認定計画の概要については別紙のとおり）

これにより、当局管内で認定された商店街活性化事業計画は28件（全国80件）になります。

今後も地域住民の需要に応じた活性化事業に取り組む商店街に対して、引き続き支援を行います。

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局 産業部 流通・サービス産業課 商業振興室

担当者：藤本、鈴木

電話：048-600-0318（直通）

地域商店街活性化法※に基づく第8次認定案件の概要

(※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

平成23年12月
関東経済産業局

1. 石川商店街協同組合（神奈川県横浜市）

地域住民と連携したソフト事業の強化による楽しく安全に歩ける滞留型商店街の実現

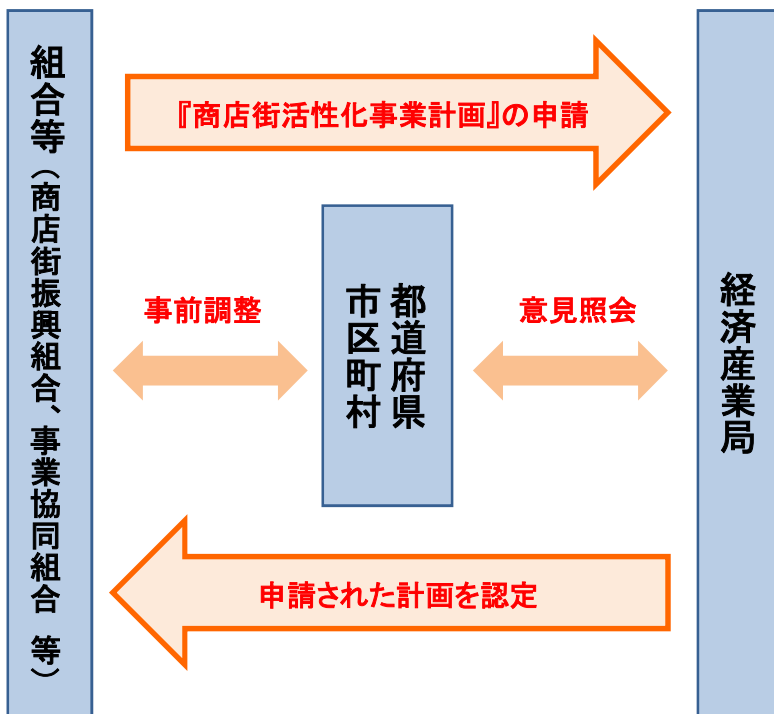
- 地域住民が求める「商店街の個性・独創性等の魅力づくり」、「ゆったりと歩ける滞留型の商店街づくり」等のニーズに対応すべく、新たに商店街ブランド商品の創出に取り組むとともに、お休み広場整備や街路の舗装整備を行うことで、来街者が寛ぎ歩いてまちを楽しむことのできる空間を提供する。また、商店街の支援ボランティア隊を組織し、地域住民と連携しながらチャリティーマルシェ等の魅力溢れるイベント事業を行うことで、楽しく安全な滞留型商店街の実現を目指す。

地域商店街活性化法の概要

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的として、**商店街振興組合等による、地域住民のニーズに基づく取組みに対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行います。**

1. 法による認定の仕組み



計画の認定を受けた商店街振興組合等や、その構成員である店主などが行う『商店街活性化事業』について、様々な支援を行います。

2. 拡充された支援策の内容

《補助金・税制・融資支援を抜本的に拡充》

★補助金 補助率最大2/3

★税制 土地等譲渡所得の1500万円特別控除
(商店街内の遊休土地の譲渡を促進(空き店舗対策))

★融資 市町村による高度化融資の新設
小規模企業設備導入無利子貸付
(貸付割合1/2→2/3)

《人づくり…「やる気」を喚起し、ノウハウを提供》

★(株)全国商店街支援センターによるサポート
人材研修、起業支援、支援人材の派遣、商店街活性化手法・ノウハウの提供・普及

※ 計画の認定を受けたとしても自動的に支援を受けられるものではありません。受けたい支援措置ごとにそれぞれ申請し、審査を受けていただくこととなります。

3. 法認定の対象となる事業の例

地域に貢献する事業: 高齢者・子育て支援、宅配サービス 等

地域の魅力を発信する事業: 地域イベント、商店街ブランド開発 等